

山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、
歴史・文化的環境等との調和に関する条例の手引き

令和 4 年 2 月
山形県エネルギー政策推進課

【はじめに】

再生可能エネルギー発電施設の設置に当たり、災害などの安全面や自然環境、景観等への影響に対する懸念などから、事業者と地元住民とのトラブルが起きるなど、全国的に問題が顕在化し、昨年度、本県においても、大規模風力発電の計画が白紙撤回される事案が発生しました。

地球温暖化対策やカーボンニュートラルの実現、地域の活性化のためにも再生可能エネルギーの更なる導入は不可欠である一方で、発電所の設置等に当たっては、地域の自然環境、歴史・文化的環境等と調和を図ることが求められています。

こうしたことから、県では、発電事業者と県民等との間で合意形成を図るための手続き等を定めることにより、再生可能エネルギー発電事業と地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和を確保し、もって再生可能エネルギー発電事業の導入に寄与することを目的として、「山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例」を制定しました。

本条例に基づき、発電事業者と地元住民が、再エネ発電事業の計画初期段階から、十分にコミュニケーションを取って事業を進めていくことで、地域との共生が図られた再エネの導入を目指していきたいと考えています。

関係の皆様には、本条例の制定趣旨を御理解いただき、円滑な制度運用に御協力をお願いいたします。

令和4年2月

【本条例に基づく認定までの手続の基本的な流れ】

処理期間 (目安)	項目	事業者	県	市町村	地元住民 (利害関係者)
30日	県との協議	協議申出書の提出	関係法令や検討事項等の確認 ・協議事項等を通知		
		協議事項等への対応			
30日	市町村との協議	協議申出書の提出		関係法令や検討事項等及び説明会の対象範囲を確認 ・協議事項等を通知	
		協議事項等への対応			
	事業計画案の作成	事業計画案の作成			
	事業計画案の説明	協議結果に基づき説明会を開催 ※説明会の概要は認定申請時の資料とする			説明会参加
		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 事業者と地元住民 事業計画案に係る意見交換 </div>			
	事業計画案の届出	説明会を踏まえ事業計画案を修正し、県へ事業計画案を届出			
30日	事業計画案の公表		事業計画案の届出を受理 → 事業計画案の公表		
	利害関係者からの意見		利害関係者からの意見募集を開始		県へ意見書提出
30日			意見書概要を事業者へ通知		
		意見書に対する見解を作成し県へ提出	見解受理 → 意見書概要・見解公表		
		(必要に応じて事業計画を修正)			
30日	認定申請	申請書を県へ提出	申請書受理 → 市町村長の意見聴取		
			市町村長意見を県へ提出		
			(必要に応じて審査委員会を開催)		
			認定を通知		
		工事着工届出を県へ提出	工事着工届出受理		

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、2050年までの脱炭素社会（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第2条の2に規定する脱炭素社会をいう。）の実現の重要性が増大している一方、地域の自然環境、歴史・文化的環境等に配慮すべきことについての県民等の要請にこたえることが緊要となっていることに鑑み、再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者（以下「再エネ発電事業実施予定者」という。）と県民等との間で合意形成を図るための手続を定めること等により、再生可能エネルギー発電事業と地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和を確保し、もって再生可能エネルギー発電事業の導入に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歴史・文化的環境 地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の環境とが一体となって形成してきた良好な環境並びに人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された環境で県民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものをいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備 太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマス（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項第5号に規定するバイオマスをいう。）を電気に変換する設備及びその附属設備で、規則で定める出力以上のものをいう。
- (3) 再生可能エネルギー発電事業 再生可能エネルギー発電設備の全部又は一部を土地（造成された土地を含む。）に設置し、発電する事業をいう。

【施行規則】

第3条 条例第2条第2号に規定する規則で定める出力は、次に掲げるエネルギー源ごとに、当該各号に定めるところとする。

- (1) 太陽光 500キロワット
- (2) 風力 500キロワット
- (3) 水力 200キロワット
- (4) 地熱 300キロワット
- (5) バイオマス 300キロワット

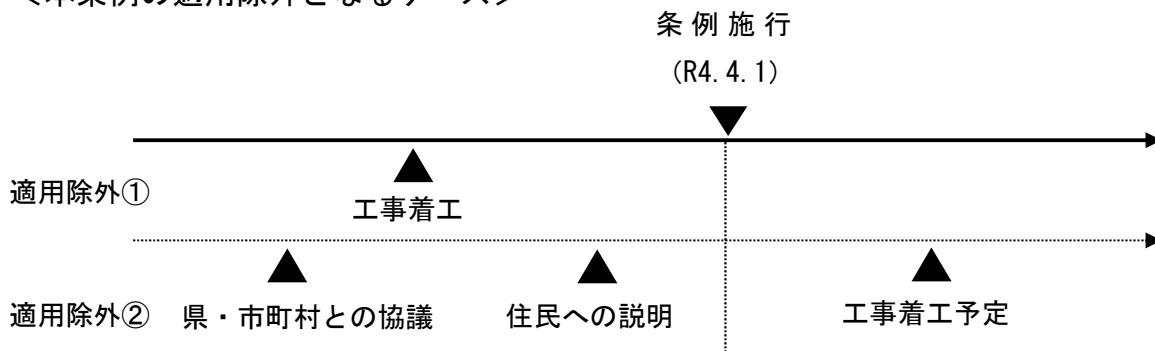
【施行期日】 ※条例附則第1項

- この条例は、令和4年4月1日（改正地球温暖化推進法の施行日）から施行する。

【適用】 ※条例附則第2項

- この条例の規定は、この条例の施行の日以後に着手される再エネ発電設備設置等工事に係る再生可能エネルギー発電事業（同日前に当該再生可能エネルギー発電事業について第4条及び第5条の規定による措置に相当する措置が講じられたと知事が認めるものを除く。）について適用する。

＜本条例の適用除外となるケース＞



- 適用除外②のケースへの該当・非該当については、案件ごとに条例第4条（協議）及び第5条（説明会）に相当する措置が講じられているかどうかを確認させていただきますので、県エネルギー政策推進課までご相談ください。

第2章 再生可能エネルギー発電事業の実施

(再生可能エネルギー発電事業計画の作成及び認定)

第3条 再エネ発電事業実施予定者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、規則で定めるところにより、当該再生可能エネルギー発電設備の設置、維持管理及び廃止を適切に行うための再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再エネ発電事業計画」という。）を作成し、知事の認定を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、再生可能エネルギー発電事業が法第22条の2第3項の規定による認定を受けた同条第1項に規定する地域脱炭素化促進事業計画に係るものである場合には、当該再エネ発電事業実施予定者は、前項の認定を受けることを要しない。この場合において、当該再エネ発電事業実施予定者は、同条第3項の規定による認定を受けた旨を知事に届け出なければならない。

【施行規則】

第4条 再エネ発電事業計画は、別記様式第1号によるものとする。

2 再エネ発電事業計画には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 求積図
- (3) 現況図
- (4) 土地利用計画図
- (5) 事業区域内の土地の造成をする場合は、当該造成に係る計画平面図及び計画断面図
- (6) 事業区域及びその周辺の現況を確認することができる写真
- (7) その他知事が必要と認める書面

【事業計画の認定】

○ 本県において、条例第2条の出力以上の再エネ発電設備を設置する場合には、事業計画を作成し、当該計画について、知事の認定を受けなければなりません。

○ 事業計画は施行規則別記様式第1号によるものとし、下記に関する事項について作成していただくこととなります。

- ・ 再エネ発電事業計画
- ・ 土地の造成の方法に関する事項
- ・ 再エネ発電設備の設置の方法に関する事項
- ・ 再エネ発電事業の維持管理に関する事項
- ・ 再エネ発電事業の廃止に関する事項

○ ただし、当該事業計画が改正地球温暖化対策推進法に基づく促進区域におけるものである場合には、本条例による認定は必要ありません。（市町村が認定したものを届出）

(再エネ発電事業計画の案の協議)

第4条 再エネ発電事業実施予定者は、再エネ発電事業計画の案を作成しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事と協議しなければならない。

2 再エネ発電事業実施予定者は、前項の規定による協議の後、関係市町村（当該再エネ発電事業実施予定者が作成しようとする再エネ発電事業計画の案に関し、地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和の観点から意見を求める必要があると知事が認める市町村をいう。以下同じ。）の長に対し、規則で定めるところにより、当該再エネ発電事業計画の案の作成に係る協議を求めなければならない。

【施行規則】

第5条 再エネ発電事業実施予定者は、条例第4条第1項の規定により知事と協議しようとするときは、別記様式第2号により申し出なければならない。

2 再エネ発電事業実施予定者は、条例第4条第2項の規定により関係市町村の長に対し協議を求めるときは、別記様式第3号により行わなければならない。

【協議の目的】

- 再エネ発電事業を実施するに当たっての関係法令（法律、条令）及び手続きの確認を行います。
- 事業計画の作成に当たり、検討すべき事項や配慮すべき事項等についての確認・助言を行います。

<協議内容イメージ>

県	市町村
<ul style="list-style-type: none">・ 想定される関係法令手続き（県所管）の確認・ 全県的な視点からの再エネ発電施設設置に当たっての検討・配慮事項等の確認・助言・ 地域との共生策の相談（事例紹介）	<ul style="list-style-type: none">・ 想定される関係法令手続き（市町村所管）の確認・ 各市町村における再エネ発電施設設置に当たっての検討・配慮事項等の確認・助言（説明会の対象範囲含む）・ 地域との共生策の検討

【協議の流れ】

- まずは県へ協議を申し出、県との協議が終了した後、関係市町村へ協議を申し出ることを原則としますが、事前に関係市町村に連絡することを妨げるものではありません。

① 協議申出書の提出（事業者 → 県・関係市町村）

事業者は、再エネ発電事業計画の案を作成しようとするときは、協議申出書を県・関係市町村あてそれぞれ作成し提出します。

- ② 確認・協議事項の整理・取りまとめ（県・関係市町村）
県・関係市町村は、協議申出書を受理したときは、関係法令や検討・配慮事項等について、関係部署等に確認を行い、確認・協議事項を取りまとめます。
- ③ 確認・協議事項の通知（県・関係市町村 → 事業者）
県・関係市町村は、②で取りまとめた確認・協議事項を事業者へ通知します。
- ④ 確認・協議事項への対応・見解報告（事業者 → 県・関係市町村）
事業者は、通知を受けた確認・協議事項を確認し、県・市町村の関係部署等と必要な協議を行い、その対応・見解を県・関係市町村に報告してください。
- ⑤ 協議終了の通知（県・関係市町村 → 事業者）
県・関係市町村は、対応状況を確認し、事業者の確認・協議事項への対応が終了していると認めるときは、協議終了を通知します。
※ 確認・協議事項への対応が不十分であると認めるときには、再度④を実施します。

（再エネ発電事業計画の案の説明）

第5条 再エネ発電事業実施予定者は、前条に規定する措置の後、再エネ発電事業計画の案を作成し、地元住民（関係市町村の住民のうち、再生可能エネルギー発電事業により、その生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者をいう。以下同じ。）に対して、地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和の観点から、説明会の開催その他地元住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【説明の目的】

- 再エネ発電事業を実施するに当たっては、関係法令を遵守している場合であっても、地元住民とのコミュニケーション不足等により、軋轢が生じることがあるため、事業計画作成の初期の段階から地元住民と適切なコミュニケーションを図ることを目的とします。

【説明の実施時期】

- 県・関係市町村との協議が終了し、事業計画の案作成後に実施してください。

【説明（地元住民）の対象範囲】

- 関係市町村との協議段階から、説明会を開催すべき地元住民の対象範囲について協議を行い、公民館などの地元住民が集まりやすい場所で実施してください。（場所についても、市町村や自治会等と相談）

【説明の内容等】

- 再エネ発電事業計画の案やその概要等の説明を行い、その後意見交換を行った上で、必要に応じて事業計画の案に反映してください。

- 説明会での説明内容や地元住民の意見等について取りまとめたものを認定申請時に添付することとなります。

(再エネ発電事業計画の案の届出)

- 第6条 再エネ発電事業実施予定者は、地元住民の意見を踏まえ、必要に応じて再エネ発電事業計画の案を修正し、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨及び当該再エネ発電事業計画の案を公表しなければならない。

【施行規則】

- 第6条 再エネ発電事業実施予定者は、条例第6条第1項の規定による届出は、別記様式第4号による届出書を提出して行わなければならない。
- 2 条例第6条第2項の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

【事業計画案の届出】

- 地元住民への説明を行い、必要に応じて修正を行った後、当該事業計画案を県に届けてください。

【事業計画案の公表】

- 届け出られた事業計画案について、県はホームページ上で公開し、条例第5条の説明と同様、地元住民と適切なコミュニケーションを図ることを目的とするため、地元住民等その他の当該再エネ発電事業に関し利害関係を有する者が意見を提出できる機会を設けます。(意見書の提出期間は公表の日から30日以内)

(意見書の提出)

第7条 前条第2項の規定による公表があったときは、地元住民その他の当該再生可能エネルギー発電事業に関し利害関係を有する者は、当該公表の日から30日以内に、知事に対し、地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和の観点からの意見書を提出することができる。

2 知事は、前項の意見書の提出があったときは、遅滞なく、当該意見書の概要を再エネ発電事業実施予定者に通知し、期限を定めて当該再エネ発電事業実施予定者に対し、当該概要に対する見解を求めなければならない。

3 再エネ発電事業実施予定者は、第1項の意見書の提出があったときは、その意見を踏まえ、必要な措置を講じなければならない。

【施行規則】

第7条 条例第7条第1項の意見書は、別記様式第5号によるものとする。

【意見書の提出】

- 県が事業計画の案の公表した後、地元住民等その他の当該再エネ発電事業に関し利害関係を有する者は、県へ意見書を提出することができます。

【利害関係者の範囲】

- 利害関係者とは、説明の対象となった地元住民の他、事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権を有する者又は隣接する土地に存する建築物について所有権又は借地権を有する者等とします。

※ 意見書提出の際には利害関係の内容等を記載することが必要です。

【意見書に対する見解】

- 県は、意見書の受付期間が終了した後、意見の概要を事業者に通知します。
- 事業者は、意見に対する見解書を作成し、県に提出してください。県は、意見の概要及び見解書をホームページ上で公表します。
- 事業者は、認定申請を行う事業計画を作成するに当たって、意見を踏まえ、必要な措置（事業計画への反映等）を行ってください。

(再エネ発電事業計画の認定の申請等)

第8条 再エネ発電事業実施予定者は、第3条第1項の認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、知事に申請書を提出しなければならない。

2 再エネ発電事業実施予定者は、第3条第2項後段の規定による届出を行おうとするときは、規則で定めるところにより、法第22条の2第3項の規定による認定を受けた同条第1項に規定する地域脱炭素化促進事業計画の写しを添えて行わなければならない。

【施行規則】

第8条 条例第8条第1項の申請書は、別記様式第6号によるものとする。

2 条例第8条第2項の規定による届出は、別記様式第7号により行わなければならない。

【環境影響評価との関係】

<基本的な考え方>

- 環境影響評価の対象となる事業計画については、配慮書作成前に本条例に基づく関係自治体との協議を実施することとし、環境影響評価の手続き終了（評価書の公告・縦覧開始）後に認定申請を行ってください。
- 環境影響評価の方法書、準備書段階における住民説明会と本条例に基づく説明会を兼ねて開催することを可能としますが、環境影響評価のみならず、本条例の趣旨を十分踏まえた説明をお願いいたします。
- 環境影響評価は手続き終了までに期間を要するため、当初説明会で説明を行った事業計画案が変更された場合等には、地元住民の方へ改めて説明会を実施するなど、適宜コミュニケーションを取りながら進めてください。

<既に環境影響評価の手続きに入っている案件の考え方>

- 本条例の施行日（令和4年4月1日）において、方法書以降の手続きに進んでおり、説明会を実施している案件については、当該説明会の実施状況等を確認のうえ、条例附則第2項の規定により、本条例の適用除外とし、認定申請は不要となります。

(関係市町村の長からの意見聴取)

第9条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、遅滞なく、関係市町村の長に対し、同項の申請書の写しを送付するとともに、期限を定め、当該関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

【市町村長からの意見聴取】 ※県が実施

- 県は、事業者からの認定申請書を受理したときは、その旨を関係市町村長に通知するとともに、申請の内容に対する自然及び歴史・文化的環境等の調和の観点からの意見を聴きます。

(認定の基準)

第10条 知事は、第7条第1項の意見書、同条第2項の見解、第8条第1項の申請書及び前条の意見を踏まえ、当該再生可能エネルギー発電事業の実施についてこの条例その他関係法令に違反していないと認めるときは、第3条第1項の認定をするものとする。

- 2 第3条第1項の認定には、地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和の観点から必要な条件を付することができる。
- 3 知事は、第3条第1項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該再エネ発電事業計画を公表するものとする。

【施行規則】

第9条 条例第10条第3項の規定による再エネ発電事業計画の公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

- (1) 認定再エネ発電事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 認定再エネ発電事業計画に定める再エネ発電事業の内容及びその実施時期
- (3) 認定再エネ発電事業計画に定める事業区域の位置
- (4) 認定再エネ発電事業計画に定める再エネ発電設備の出力

【認定・不認定の判断】

- 県は、利害関係者からの意見書の内容、その意見に対する事業者の見解、事業計画の内容、市町村長の意見を踏まえ、関係法令に違反していないと認められるときには、当該事業計画の認定を行います。※ 必要に応じて、後述の「山形県再生可能エネルギー発電事業審査委員会」に意見を求めることがあります。

- 本条例では「関係法令に違反していないと認めるとき」は認定を行うこととなりますので、事業内容等に応じ、関係法令の所管部署と相談しながら、協議の後、説明会の後など、適切な時期に関係法令の手続きを実施してください。

【認定する際に付する条件】

- 県は、事業計画を認定するに際し、地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和の観点から必要な条件を付すことがあります。

【認定の公表】

- 県は、申請のあった事業計画を認定したときは、県のホームページで公表します。

(再エネ発電事業計画の変更等)

第11条 認定再エネ発電事業実施者（第3条第1項の認定（この項の規定による変更の認定を含む。）を受けた者をいう。以下同じ。）は、同条第1項の認定を受けた再エネ発電事業計画（この項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定再エネ事業計画」という。）を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の変更の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 認定再エネ発電事業実施予定者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 第4条から前条までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。
- 4 第3条第2項後段の規定による届出を行った再エネ発電事業実施予定者は、法第22条の3第5項において準用する法第22条の2第3項の規定による認定を受けたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

【施行規則】

第10条 条例第11条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外のものとする。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備の合計出力を増加させる変更
- (2) 再生可能エネルギー発電事業を実施する事業区域の面積の変更（新たに事業区域となる部分の面積が変更前の事業区域の面積の20パーセントを超える増加又は、1ヘクタールを超える増加の場合に限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その変更の内容が地域の自然環境、歴史・文化的環境等に著しい影響を及ぼすおそれがあると知事が認める変更

2 条例第11条第2項の規定による届出は、別記様式第8号により行わなければならない。

【変更認定申請】

- 事業計画を変更するときには、あらかじめ事業計画の変更の認定を受けなければなりません。
- 変更の認定申請を行う際には、あらかじめ県及び関係市町村との協議を実施するとともに、変更申請の内容について、地元住民への説明を行ってください。
- 変更の認定申請については、変更認定申請書に変更後の事業計画を添付して提出してください。

【軽微変更届出】

- 事業計画のうち、以下のいずれの事項にも該当しない変更をするときは、軽微変更届に変更に係る関係書類を添えて県に提出しなければなりません。
 - ・ 再エネ発電設備の合計出力が増加する変更
 - ・ 事業区域の面積が20%又は1 haを超える変更
 - ・ 変更内容が地域の自然及び歴史・文化的環境等に著しい影響を及ぼすおそれがある変更（切土又は盛土の土量の変更等）

（地位の承継）

- 第12条 認定再エネ発電事業実施者が当該認定再エネ発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電事業を譲渡したときは、譲受人は、認定再エネ発電事業実施者の地位を承継する。
- 2 認定再エネ発電事業実施者について相続、合併又は分割（当該認定再エネ発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電事業を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該認定再エネ発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電事業を承継した法人は、認定再エネ発電事業実施者の地位を承継する。
- 3 前2項の規定により認定再エネ発電事業実施者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 知事は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

【施行規則】

- 第11条 条例第12条第3項の規定による届出は、別記様式第9号によるものとする。
- 2 条例第12条第4項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。
- (1) 認定再エネ発電事業者の地位を承継した年月日
 - (2) 被承継人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (3) 承継人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (4) 承継の原因

【地位の承継】

- 法人が事業を売却した場合、個人の事業者が事業を相続した場合、別の者が事業を引き継いだ場合には県に届け出てください。

(工事の実施)

第13条 認定再エネ発電事業実施者が行う再生可能エネルギー発電設備の設置に関する工事及び当該再生可能エネルギー発電設備を設置する土地の造成に関する工事（以下「再エネ発電設備設置等工事」という。）は、認定再エネ発電事業計画に従って行わなければならない。

【工事の実施】

- 認定後の工事の実施に際しては、認定を受けた事業計画に従って、工事を実施しなければなりません。

(工事の届出)

第14条 認定再エネ発電事業実施者は、再エネ発電設備設置等工事を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 認定再エネ発電事業実施者が再エネ発電設備設置等工事を中止する場合には、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

【施行規則】

第12条 条例第14条第1項の規定による届出は、別記様式第10号により行わなければならない。

2 条例第14条第2項の規定による届出は、別記様式第11号により行わなければならない。

【工事着工届】

- 認定後の工事着工にあたっては、あらかじめ工事着工届書を県に届け出なければならない。

【工事の中止】

- 何らかの理由により、事業者自らが工事を中止する場合は、その旨を県に届け出なければならない。

(工事の停止命令等)

第15条 知事は、再エネ発電設備設置等工事について、当該再エネ発電設備設置等工事に係る認定再エネ発電事業計画に適合しないことが明らかであると認める場合には、認定再エネ発電事業実施者に対し、当該再エネ発電設備設置等工事の停止又は中止その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

【工事の停止命令】

- 事業計画と異なる工事を実施した場合には、工事の停止命令の対象となります。
- 工事の停止命令に違反した場合は、認定を取り消すことがあります。

(維持管理の方法)

第16条 認定再エネ発電事業実施者は、再生可能エネルギー発電事業を実施する間、認定再エネ発電事業計画に従って再生可能エネルギー発電設備及び当該再生可能エネルギー発電事業を実施する区域内の土地の維持管理をしなければならない。

【維持管理の方法】

- 事業計画に従って発電設備等を維持管理しなければなりません。
- 事業計画に記載している点検等を行った場合は、その旨を記録し、3年間保存してください。

(廃止の方法)

第17条 認定再エネ発電事業実施者は、認定再エネ発電事業計画に従って再生可能エネルギー発電事業を廃止しなければならない。

- 2 前項の規定により再生可能エネルギー発電事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 第3条第1項の認定(第11条第1項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。)は、第1項の規定により認定再エネ発電事業実施者が認定再エネ発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止したときは、その効力を失う。

【施行規則】

第13条 条例第17条第2項の規定による届出は、別記様式第12号により行わなければならない。

【事業の廃止】

- 事業計画に従って事業を廃止しなければなりません。
- 事業の廃止とは、再エネ発電設備の解体から撤去まで、また、工事に伴い生じる廃棄物の処理も含まれます。
- 事業の廃止が完了したときは、速やかに、事業廃止完了届書を知事に届け出なければなりません。

【認定の失効】

- 認定エネ発電事業計画に係る事業の廃止を完了したときは、当該事業計画に係る認定の効力は失います。

(報告徴収及び立入検査)

- 第18条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、認定再エネ発電事業実施者に対し、その事業の状況、再生可能エネルギー発電設備の状況その他の必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、認定再エネ発電事業実施者の事業所若しくは事務所若しくは再生可能エネルギー発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、再生可能エネルギー発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【施行規則】

第14条 条例第18条第2項の証明書は、別記様式第13号によるものとする。

【報告徴収及び立入検査】

- 県は、事業の状況、再エネ発電設備及び事業区域内の状況等について、報告を求め、また、立入検査を行うことができます。
- なお、これらに従わない場合には、認定を取消すことがあります。(条例第20条第2項第2号)

(改善命令等)

第19条 知事は、認定再エネ発電事業実施者による第16条の維持管理又は第17条第1項の規定による廃止が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、維持管理又は廃止について改善その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

- (1) 認定再エネ発電事業計画に従って再生可能エネルギー発電事業を実施していないとき。
- (2) 第10条第2項の規定により第3条第1項の認定に付された条件に違反したとき。

【改善命令の対象】

- 県は、次のような場合には認定を受けた事業者へ改善を命令することがあります。
 - ・ 事業計画に従って再エネ発電事業を実施していない場合
 - ・ 認定に付した条件に違反した場合

(認定の取消し)

第20条 知事は、認定再エネ発電事業実施者が不正な手段により第3条第1項の認定を受けたときは、当該認定を取り消さなければならない。

- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第3条第1項の認定を取り消すことができる。
 - (1) 認定再エネ発電事業実施者が、第15条又は前条の規定による命令に違反したとき。
 - (2) 認定再エネ発電事業実施者が、第18条第1項の規定により報告を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 3 知事は、前2項の規定による取消しをしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

【施行規則】

第15条 条例第20条第3項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

- (1) 条例第20条第1項の規定による認定の取消しを行った年月日
- (2) 条例第20条第1項の規定による認定の取消しを受けた認定再エネ発電事業実施予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 条例第20条第1項の規定による認定の取消しを行った理由

【認定の取消し】

- 県は、次のような場合には認定を取り消します。
 - ・ 不正な手段（虚偽の申請内容等）により認定を受けたとき
 - ・ この条例に基づく県の命令に違反したとき
 - ・ 求められた報告や立入検査を拒んだとき
- 認定の取消しを行った場合には、事業者の氏名等を公表します。
- 認定を取り消された事業者は、事業計画に定められた方法等に従い、事業を廃止しなければなりません。

（勧告及び命令）

第21条 知事は、第3条第1項の認定を受けないで再生可能エネルギー発電事業を実施している者に対し、期限を定めて、必要な手続の実施その他の措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。
- 3 知事は、前項の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく同項の規定による命令に従わなかったときは、規則で定めるところにより、当該者の氏名、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。
- 4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

【施行規則】

第16条 条例第21条第3項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

- (1) 条例第21条第2項の規定による命令の年月日
- (2) 条例第21条第2項の命令に違反した認定再エネ発電事業実施予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 条例第21条第2項の命令に違反した事実

【認定を受けずに再エネ発電事業を実施した場合】

- 認定を受けずに再エネ発電事業を実施している事業者に対しては、必要な手続の実施を「勧告」します。
- 「勧告」に従わない場合、改めて必要な手続の実施を「命令」し、それにも従わない場合は「氏名等を公表」します。※ 経済産業省より、FIT等の認定を受けている事業者については、その認定が取り消されることがあります。

第3章 山形県再生可能エネルギー発電事業審査委員会

(設置)

第22条 第3条第1項の認定に関する事項について、知事の諮問に応じ、調査審議させるため、山形県再生可能エネルギー発電事業審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員)

第23条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第24条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第25条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、前項の会議の議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第26条 委員会に、専門の事項を調査するために必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第27条 委員会の庶務は、環境エネルギー部において処理する。

(委任)

第28条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第4章 委任

(市町村の条例との関係)

第29条 市町村の条例により、地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和を確保するための措置の適切な実施が確保されると知事が認めるときは、当該市町村の区域において行う再生可能エネルギー発電事業については、第4条から第7条まで、第8条第1項、第9条、第10条、第11条第1項から第3項まで及び第12条から前条までの規定は適用せず、第3条第2項中「法第22条の2第3項の規定による認定を受けた同条第1項に規定する地域脱炭素化促進事業計画に係るもの」とあるのは「第29条に規定する市町村の区域内で行おうとするもの」と、「同条第3項の規定による認定を受けた」とあるのは「当該再生可能エネルギー発電事業を行う」と、第8条第2項中「法第22条の2第3項の規定による認定を受けた同条第1項に規定する地域脱炭素化促進事業計画の写し」とあるのは「当該再生可能エネルギー発電事業の内容に関する書類」と、第11条第4項中「第3条第2項後段」とあるのは「第29条の規定により読み替えて適用する第3条第2項後段」と、「法第22条の3第5項において準用する法第22条の2第3項の規定による認定を受けた」とあるのは「第29条の規定により読み替えて適用する第8条第2項に規定する再生可能エネルギー発電事業の内容に関する書類の記載事項に変更があった」とする。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に着手される再エネ発電設備設置等工事に係る再生可能エネルギー発電事業（同日前に当該再生可能エネルギー発電事業について第4条及び第5条に規定する措置に相当する措置が講じられたと知事が認めるものを除く。）について適用する。

様式集

再エネ発電事業計画

再エネ発電事業計画			備考	
再エネ 発電事業 実施予定 者に関する 事項	氏名又は名称			
	代表者	役職		
		氏名		
	役員	役職		
		氏名		
	役員	役職		
		氏名		
	住所又は所在地			
	再生可能 エネルギー 発電事業に 関する事項	再生可能エネルギー 発電事業の名称		
		再生可能エネルギー 発電事業の内容		
再生可能エネルギー 発電設備の出力				
実施 時期		造成工事		
		設置工事		
		発電期間		
		事業廃止		
事業 区域	位置			
	面積			
再生可能エネルギー発電事業の用に供する土地の造成の方法に関する事項			第2面のとおり	
再生可能エネルギー発電設備の設置の方法に関する事項			第3面のとおり	
再生可能エネルギー発電事業の維持管理の方法に関する事項			第4面のとおり	
再生可能エネルギー発電事業の廃止の方法に関する事項			第5面のとおり	

変更の概要（認定再エネ発電事業計画の変更の案を作成した場合又は変更の認定の申請をする場合に記載すること。）

土地の造成の方法に関する事項

土地の造成の方法に関する事項		備考
造成する土地の位置		
造成工事 に関する 事項	造成工事の内容	
	切土又は盛土を する土地の面積	
	切土の土量	
	盛土の土量	
造成工事の期間		
造成工事の工程		
造成工事の施工前と施工後の 土地の形質の変更状況		
工事施工 者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
	電話番号	

再生可能エネルギー発電設備の設置の方法に関する事項

再生可能エネルギー発電設備の設置の方法に関する事項		備考
再生可能エネルギー発電設備 の構造		
再生可能エネルギー発電設備 の出力		
再生可能エネルギー発電設備 の事業区域内の位置		
再生可能エネルギー発電設備 の設置工事の内容		
再生可能エネルギー発電設備 の設置工事の期間		
再生可能エネルギー発電設備 の設置工事の工程		
工事施行者	住所又は所在 地	
	氏名又は名称	
	電話番号	

(第4面)

再生可能エネルギー発電事業の維持管理に関する事項

再生可能エネルギー発電事業の維持管理に関する事項		備考
発電期間		
事業区域及び再生可能エネルギー発電設備の点検	点検の項目	
	点検の頻度	
	点検予定業者等	
事業区域の管理者		
緊急時の連絡先		
その他の連絡先		

(第5面)

再生可能エネルギー発電事業の廃止に関する事項

再生可能エネルギー発電事業の廃止に関する事項		備考
廃止予定年月日		
再生可能エネルギー発電設備の解体及び撤去に関する工事の内容		
廃棄物の処理方法		
再生可能エネルギー発電設備の撤去後の土地の整備方針		
再生可能エネルギー発電事業の廃止に要する費用の見積もり		
再生可能エネルギー発電事業の廃止に要する費用の確保に関する方法		

様式第2号

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案の作成に係る協議書

年 月 日

山形県知事 殿

申出者

山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例第4条第1項（第11条第3項において準用する第4条第1項）の規定により、再エネ事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案の作成について、協議します。

実施を予定している再生可能エネルギー発電事業の概要		備考
名称		
事業区域	位置	
	面積	
再生可能エネルギー 発電設備	出力	
	設置面積	

変更の概要（認定再エネ発電事業計画の変更の案を作成しようとする場合に記載すること。）

--

様式第3号

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案の作成に係る協議申出書

年 月 日

（関係市町村長） 殿

申出者

山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例第4条第2項（第11条第3項において準用する第4条第2項）の規定により、再エネ事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案の作成について、協議を求めます。

実施を予定している再生可能エネルギー発電事業の概要		備考
名称		
事業区域	位置	
	面積	
再生可能エネルギー 発電設備	出力	
	設置面積	

変更の概要（認定再エネ発電事業計画の変更の案を作成しようとする場合に記載すること。）

--

年 月 日

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案に係る届出書

山形県知事 殿

届出者

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案を作成しましたので、山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例第6条第1項（第11条第3項において準用する第6条第1項）の規定により、次のとおり届け出ます。

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案

再生可能エネルギー発電事業の名称	
再生可能エネルギー発電設備の出力	
事業区域の位置	

変更の概要（認定再エネ発電事業計画の変更の案を作成した場合に記載すること。）

--

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案に対する意見書

山形県知事 殿

意見提出者

山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例第7条第1項（第11条第3項において準用する第7条第1項）の規定による意見は、次のとおりです。

意見の対象となる再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案の名称	
上記計画（の変更）の案との関係	
地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和の観点からの意見	

（注）上記計画（の変更）の案との関係の欄には、利害関係の内容を記載すること。

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）認定申請書

山形県知事 殿

申請者

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の認定を受けたいので、山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例（以下「条例」という。）第 8 条第 1 項（第 11 条第 3 項において準用する第 8 条第 1 項）の規定により、次のとおり申請します。

認定（変更の認定）を受けようとする再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画）	再生可能エネルギー発電事業の名称		
	再生可能エネルギー発電設備の出力		
	事業区域の位置		
説明会の概要			
再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案に対する地元住民の意見の反映状況	地元住民の意見の概要	再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案への反映状況の概要	
添付書類	再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画）		
	条例第 4 条に規定する協議の結果を記載した書面		

変更の概要（変更の認定の申請をする場合に記載すること。）

--

再生可能エネルギー発電事業（変更）届出書

山形県知事 殿

届出者

山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例第3条第2項後段（第11条第4項）の規定により、再生可能エネルギー発電事業について次のとおり届け出ます。

届け出る再生可能 エネルギー発電事 業	名称	
	再生可能エ ネルギー発 電設備の出 力	
	事業区域の 位置	

変更の概要（再生可能エネルギー発電事業の内容を変更した場合に記載すること。）

承継届出書

山形県知事 殿

届出者

認定再エネ発電事業実施者の地位を承継したので、山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例第12条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の対象となる認定再エネ発電事業計画	再生可能エネルギー発電事業の名称		
	再生可能エネルギー発電設備の出力		
	事業区域の位置		
	発電の開始の状況	<input type="checkbox"/> 発電開始前 <input type="checkbox"/> 発電開始後 (運転開始年月日)	
承継の内容	承継の年月日		
	被承継者	氏名又は名称	
		代表者の氏名	
		住所又は所在地	
承継の理由			

工事着工届出書

山形県知事 殿

届出者

再エネ発電事業設備設置等工事を行うので、山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

再生可能エネルギー発電事業の名称		
事業区域の位置		
工事着工予定年月日		
工事完了予定年月日		
工事施工者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
連絡先	住所又は所在地	
	所属及び氏名	
	電話番号	

工事中止届出書

山形県知事 殿

届出者

再エネ発電設備設置等工事を中止するので、山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例14条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

再生可能エネルギー発電事業の名称		
事業区域の位置		
工事中止年月日		
工事を中止する理由		
工事施工者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
連絡先	住所又は所在地	
	所属及び氏名	
	電話番号	

事業廃止届出書

山形県知事 殿

届出者

再生可能エネルギー発電事業を廃止したので、山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例第17条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃止の対象となる認定再エネ発電事業計画

再生可能エネルギー発電事業の名称	
再生可能エネルギー発電設備の出力	
事業区域の位置	
事業廃止年月日	

様式第13号

(表)

第	号	身分証明書		
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写 真</div>		所属		
		氏名		
		年	月	日生
		年	月	日交付
<p>上記の者は、山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境との調和に関する条例（令和3年12月県条例第66号）第18条第1項の規定により立入検査を行うことができる者であることを証明する。</p>				
山形県知事				印

(裏)

山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例(抜粋)

(報告徴収及び立入検査)

第18条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、認定再エネ発電事業実施者に対し、その事業の状況、再生可能エネルギー発電設備の状況その他の必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定再エネ発電事業実施者の事業所若しくは事務所若しくは再生可能エネルギー発電設備を設置する場所に立ち入り、帳簿、書類、再生可能エネルギー発電設備その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

承諾書を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。